

日吉津村自治会公民館等環境整備事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、日吉津村補助金等交付規則(昭和42年日吉津村規則第18号。以下「規則」という。)の規定に基づき、日吉津村自治会公民館等環境整備事業補助金(以下「本補助金」という。)の交付について、必要な事項を定めるものとする。

(交付目的)

第2条 本補助金は、地域活動、コミュニティ活動の拠点である自治会公民館等の環境整備に必要な経費について補助することにより、地域コミュニティの活性化を図る。

(補助対象者)

第3条 補助の対象者は、各地区の自治会とする。

(補助対象事業)

第4条 自治会によって行われる公民館等環境整備事業のうち、補助金の交付の対象となる事業は、次の事業とする。

- (1) 新設事業 公民館または附帯設備を新たに建設することをいう。
- (2) 修繕事業 公民館または附帯設備の維持管理上必要と認められる修繕をいう。
- (3) 備品購入事業 公民館の備品を購入することをいう。
- (4) ごみ置き場の修理等事業 自治会が管理するごみ置き場の軽微な修理をいう。

2 新設事業及び修繕事業における対象附帯設備は、別表第1に掲げるものとする。

3 備品購入事業における対象備品は、性質又は形状を変えずに長期間の使用に耐える物品で別表第2に掲げるものとする。

4 事業費に係る必要経費の補助率及び1事業に対しての限度額は別表第3において定める。

(申請の制限)

第5条 前条第1項第1号から第3号に掲げる事業の申請にあたっては、各自治会につき、いずれか一つの事業に限り申請することができる。ただし、二以上の公民館を管理する自治会にあつては、前条第1項第1号及び第2号については、その管理する公民館ごとにいずれか一つの事業を申請することができる。

2 前条第1項第4号に掲げる事業については、前項の申請とは別に申請することができる。

(申請手続き)

第6条 補助金(ごみ置き場の修理等事業を除く)を受けようとする者は村へ事前協議を行い、補助金交付申請書(様式第1号)により必要事項を記載の上、村長へ申請する。

2 ごみ置き場の修理等事業の補助金については、前項の規定にかかわらず、補助金交付申請書兼実績報告書(様式第2号)により必要事項を記載の上、村長へ申請する。

(交付の決定等)

第7条 村長は、申請書の内容を審査の上、補助金交付の有無及び補助額を決定し、補助金交付決定通知書(様式第3号)又は補助金交付決定兼額確定通知書(様式第4号)により申請者に通知する。

(実績報告等)

第8条 申請者は、交付の決定を受けた事業を完了し、補助金の交付を受けようとするときは、事業実施年度の3月31日までに実績報告書（様式第5号）を提出するものとする。

2 ごみ置き場の修理等事業の実績報告は、交付申請に併せて様式第2号により行うものとする。

（交付額の確定）

第9条 村長は、前条の実績報告書の提出があったときは、補助金の額を確定し、補助金額確定通知書（様式第6号）により申請者に通知する。

（補助金の支払い）

第10条 申請者は、補助金の確定通知を受けたときは、補助金交付請求書（様式第7号）を提出するものとする。

2 村長は、補助金交付請求書を受理した後、その交付すべき補助金を交付する。

（その他）

第11条 その他必要な事項は村長が別に定める。

附 則

この要綱は、公布の日から施行する。

附 則

この要綱は、令和8年6月10日から施行する。

別表第1（第4条関係）

附帯設備
倉庫、収納庫、自転車置き場、ベランダ、畳、トイレ、キッチン、カーテン、網戸、エアコン、フェンス、照明器具、遊具、ごみ置き場（新設、大規模な改修工事のみ。）等、その他村長が必要と認めるもの。

別表第2（第4条関係）

備 品
机、椅子、ホワイトボード、ストーブ、炊飯器、冷蔵庫、テレビ、机及び椅子、屋外用広報掲示板、監視カメラ、剪定用具（自治会が共同で管理、使用するものに限る。）等、その他村長が必要と認めるもの。 ただし、既存備品の撤去費および処分費、購入備品に係る搬入費、設置費は対象外とする。

別表第3（第4条関係）

1 対象事業	2 限度額	3 補助率
新設事業	15万円（※事業費が5万円以上）	1／2
修繕事業	15万円（※事業費が5万円以上）	1／2
備品購入事業	5万円（※事業費が5万円以上）	1／2
ごみ置き場の修理等事業	1万円	10／10